

職員の給与、職員数

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (25年度決算)	12,573 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (25年度決算)	292 千円

(6) その他の手当 (26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算、千円)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算、円)
扶養手当	配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族 6,500円 満16歳から満22歳までの子 1人につき5,000円加算	同じ		10,791	239,800
住居手当	家賃の額が12,000円を超える借家等の場合 家賃の額に応じて町内21,000円、町外7,000円を限度に支給	やや異なる	自宅の場合 7,000円	8,416	123,765
通勤手当	交通機関利用者 1カ月当たりの運賃相当額55,000円を限度に支給 通勤距離に応じて2,000円～4,100円の範囲で支給	やや異なる	町外 4,100円	1,084	45,167
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	やや異なる	課長等級9% 室長等級7%	15,828	376,857
寒冷地手当	世帯の区分や扶養親族の数などに応じて支給51,700円～131,900円 (毎年11月から翌年3月までの各月に支給)	同じ		8,476	102,120
児童手当	中学校第3学年終了前の児童を養育している職員に支給	同じ		5,495	261,667
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給 (札幌市3%、東京13%)	同じ		650	650,000

5. 特別職の報酬等の状況 (26年4月1日現在)

区分		給料月額等 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額 (円)	
給料	町長	775,000	784,000	626,000
	副町長	616,000	631,000	558,000
報酬	議長	261,000	279,000	220,000
	副議長	208,000	225,000	181,000
	議員	176,000	189,000	145,000
期末手当	町長 副町長 議長 副議長 議員	(25年度支給割合) 3.95月分		
	退職手当	町長 副町長	(算定方式) 給料月額×勤続年数×5.126 給料月額×勤続年数×3.234	(1期の手当額) 15,890,600 7,968,576 (支給時期) 任期满了時(4年)
北海道市町村職員退職手当組合より支給				

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

人事評価制度を導入していないことから4号俸 (55歳を超える場合は2号俸) を標準として昇給している。

4. 職員の手当の状況

(1) 期末手当、勤勉手当

東川町	北海道	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,432 千円	—	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.6月分 勤勉手当 1.35月分 (1.45月分) (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置

注 () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)
勤務評定は未実施である。

(2) 退職手当 (26年4月1日現在)

東川町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 1人当たり平均支給額 4,356 円	(支給率) 自己都合 勤続20年 21.62 月分 勤続25年 30.82 月分 勤続35年 43.70 月分 最高限度額 52.44 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)
勤続20年 28.98 月分 勤続25年 36.57 月分 勤続35年 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分	勤続20年 28.98 月分 勤続25年 36.57 月分 勤続35年 52.44 月分 最高限度額 52.44 月分
24,934千円	

注1. 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。(定年退職・定年前退職・普通退職等含む)

注2. 北海道市町村職員退職手当組合より支給

(3) 地域手当 (26年4月1日)

支給実績(25年度決算)		650 千円	
支給対象地域	支給率 (%)	支給対象職員数(人)	国の制度(支給率・%)
東京都特別区	18	0	18

(4) 特殊勤務手当 (26年4月1日現在)

(医師含む)

支給実績(25年度決算)	8,0620 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	671,833 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	11.2 %		
手当の種類(手当数)	4		
手当の名称	支給範囲	左記職員に対する支給単価	
往診手当	東川町立診療所に勤務する医師たる職員が往診に従事したとき	時間内にあっては点数表定額の4割相当額、時間外にあっては点数表定額の6割相当額	
夜間看護手当	東川町立診療所に勤務する看護師たる職員が深夜の勤務に従事したとき	深夜勤務1回につき	3,300円
放射線業務従事手当	東川町立診療所に勤務し専ら放射線の作業に従事するもの(管理職を除く)	診療放射線技師 月額	7,000円
医学研究予防業務手当	東川町立診療所に勤務する医師たる職員が公衆衛生向上のため必要な研究調査や保健予防業務に従事したとき	所長 月額	300,000円
		副所長 月額	280,000円